

秋田県告示第195号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 すけとうだら日本海北部系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業	現行水準（目安数量50トン未満）

2 するめいか

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県するめいか漁業	現行水準（目安数量100トン未満）

3 ぶり

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
試行水準
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県ぶり漁業	試行水準